

# お宝発見高松店

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年8月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

## 1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	南海塗料株式会社 高松市春日町1623番地1 株式会社ビッグ・エス 高松市多肥上町1210番地																
大規模小売店舗の名称及び所在地	お宝発見高松店 高松市春日町字片田1627番地1ほか																
変更しようとする事項	<p>1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>(1) 駐輪場の位置及び収容台数</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>位置 別図のとおり 収容台数 106台</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>位置 別図のとおり 収容台数 106台</td> </tr> </table> <p>(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>位置 別図のとおり 面積 136.9m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>位置 別図のとおり 面積 138.9m<sup>3</sup></td> </tr> </table> <p>2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>株式会社マンソー 開店時刻 午前9時 閉店時刻 翌午前2時 株式会社ハースクレイ 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>株式会社マンソー 開店時刻 午前0時 閉店時刻 午後12時 株式会社ハースクレイ 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時</td> </tr> </table> <p>(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>午前8時30分から翌午前2時30分まで</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>24時間</td> </tr> </table> <p>※なお、「別図」は省略し、その図面を下記の縦覧場所において縦覧に供する。</p>	変更前	位置 別図のとおり 収容台数 106台	変更後	位置 別図のとおり 収容台数 106台	変更前	位置 別図のとおり 面積 136.9m <sup>3</sup>	変更後	位置 別図のとおり 面積 138.9m <sup>3</sup>	変更前	株式会社マンソー 開店時刻 午前9時 閉店時刻 翌午前2時 株式会社ハースクレイ 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時	変更後	株式会社マンソー 開店時刻 午前0時 閉店時刻 午後12時 株式会社ハースクレイ 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時	変更前	午前8時30分から翌午前2時30分まで	変更後	24時間
変更前	位置 別図のとおり 収容台数 106台																
変更後	位置 別図のとおり 収容台数 106台																
変更前	位置 別図のとおり 面積 136.9m <sup>3</sup>																
変更後	位置 別図のとおり 面積 138.9m <sup>3</sup>																
変更前	株式会社マンソー 開店時刻 午前9時 閉店時刻 翌午前2時 株式会社ハースクレイ 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時																
変更後	株式会社マンソー 開店時刻 午前0時 閉店時刻 午後12時 株式会社ハースクレイ 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時																
変更前	午前8時30分から翌午前2時30分まで																
変更後	24時間																
変更年月日	平成21年8月15日																
変更理由	営業政策のため																

## 2 届出年月日

平成21年8月14日

## 3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
縦覧期間	平成21年8月21日（金曜日）から同年12月21日（月曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成21年12月21日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ